

# 帯広市立啓北小学校父母と先生の会会則

## 【第 1 章 総 則】

第1条 (名 称)  
本会は『帯広市立啓北小学校父母と先生の会』と称する。

第2条 (目 的)  
本会は、父母と教職員が児童の健全な成長に対する責を負うものとして、互いに協力し本校の教育の発展と充実を図ることを目的とする。

第3条 (事 務 局)  
本会の事務局は帯広市立啓北小学校に置く。

第4条 (会 員)  
本会は、本校児童の父母又はこれに代わる保護者と教職員で組織する。

第5条 (事 業)  
本会の目的を達成するために、次の事業を行う。  
1 児童の健全な保護育成に関すること。  
2 会員の教養向上に関すること。  
3 会員の健康増進及び親睦に関すること。  
4 諸施設の整備充実に関すること。  
5 会員相互の理解を深めるための広報活動に関すること。  
6 その他必要と認められる事業。

## 【第 2 章 機 関】

第6条 (総 会)  
総会は本会の最高決議機関であって、全会員をもって構成し、議長は出席会員より選出する。

第7条 (総会の開催)  
定期総会は、毎年4月に開く。但し会員の3分の1以上及び役員会が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第8条 (議 決)  
総会の議決は、出席者の過半数による。賛否同数のときは議長が決める。

第9条 (役 員 会)  
本会に役員会を設ける。役員会は会務の必要事項について審議する。役員会の議長は会長が務める。

第10条 (役員会の構成)  
役員会は正副会長、監査及び各部正副部長と事

務局で構成する。役員会は会長が招集する。  
第11条 (常任委員会の開催)  
常任委員会は、各学級6名、教職員若干名の選出委員と、正副会長、監査、事務局で構成し、次期総会までの決議機関であり、また本会の執行機関として総会に対し責任を負う。

第12条 (部 会)  
本会の事業を推進するため、次の部を設ける。  
1 総務部  
・会の組織運営及び関係団体への連絡調整、学校の施設整備並びに環境の美化。  
・研修会、研究会参加の促進。  
・その他各部に属さないこと。  
2 広報部  
・学校と家庭の連携を図り、会員相互の理解を深めるための広報の発行に関すること。  
3 厚生部  
・児童及び会員の健康増進並びに厚生に関すること。  
4 社会部  
・児童の自主的活動の援助、校外生徒指導及び青少年健全育成に関すること。  
・会員の研修に関すること。  
5 学年部  
・学年、学級活動の推進及び研修親睦に関すること。

第13条 (部会の構成)  
部会は、各学級選出委員6名、教職員若干名、及び校長と役員会の推挙による会長委嘱委員若干名で構成する。学年部は各学級2名の委員によって構成し、その他の部には、各学級1名の委員が必ず各部に所属するものとする。

## 【第 3 章 役 員】

第14条 (役 員)  
本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長3名、監査若干名、各部部长・副部长、事務局若干名。

第15条 (役員を選出)  
会長、副会長、監査及び各部部长は、総会で選出する。その方法は細則による。事務局は、会長が委嘱する。

第16条 (役員の仕事)

会長は、本会を代表して会務を総括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。  
監査は、業務並びに会計を監査する。  
事務局は、庶務、会計を処理する。

第17条（校長）  
校長は、学校運営の立場から、第2章の機関に出席し、意見を述べることができる。

第18条（任期）  
役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

## 【第4章 会計】

第19条（会計）  
本会の会計は、一般会費その他の収入による。会費の額は別に定める。

第20条（予算・決算）  
本会の予算・決算は、総会の承認を得なければならぬ。

第21条（会計年度）  
本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 【第5章 雑則】

第22条（会則の改廃）  
会則の改廃は総会の議決を経なければならない。  
付 則  
本会則は、昭和58年5月8日より施行する。  
細則の施行は昭和58年5月8日とする。

昭和62年4月19日一部改正  
平成 8年4月21日一部改正  
平成 9年4月20日一部改正  
平成11年4月18日一部改正  
平成12年4月16日一部改正  
平成13年4月22日一部改正  
平成22年4月18日一部改正

## 【細 則】

### 『役員候補指名委員会』

第1条 1 この会の役員選出のため、役員候補指名委員会（以下指名委員会という）を設ける。

- 2 指名委員会は、各部から選出された10名及び教職員の代表2名で構成し、正副会長、監査、及び各部部長の候補者を定数指名する。
- 3 指名委員会の運営は次のとおりとする。
  - ① 指名委員会は総会の15日前までに会長が招集する。但し会長は議事に参加しない。
  - ② 委員の互選により、正副委員長並びに書記を決める。
  - ③ 本人の承諾を得て、総会の3日前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
  - ④ 総会において、委員長より候補者を指名して委員会の任務を終える。

### 『弔慰表彰の規定』

第2条 会員並びに児童、及び会員の同居家族が死亡した場合には、香料及び弔電をおくり霊を弔うものとし、会員に対する弔慰・表彰等は次の場合とする。

- 1 弔 慰
  - ① 会員・児童が死亡したとき  
～5,000円と弔電
  - ② 会員の同居家族が死亡したとき  
～3,000円
  - ③ その他、必要と認められたときは、会長・副会長の合議による。
- 2 表 彰  
次の事項に該当の場合、役員会の合議を経て行うものとする。
  - ① 本会役員として5年以上の勤続者
  - ② この会に特に功労のあった者

第3条 本細則の改定は、会則に反しない限り、常任委員会で決定することができる。

昭和58年5月 8日施行  
昭和59年4月22日一部改正  
昭和61年4月20日一部改正  
昭和63年3月31日一部改正  
平成 9年3月11日一部改正  
平成10年3月10日一部改正  
平成13年3月13日一部改正